

## 特産品生産等むらづくり支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特産品生産等むらづくり支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の魅力ある特産品の開発、加工、販売や販路拡大などの主体的な取り組みを支援することにより、生産拡大を促進し、地域の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費に別表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額（1円未満の端数は、これを切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1年度1団体につき1事業を限度とし、別表の第5欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(承諾を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の特産品生産等むらづくり支援事業費補助金交付要綱の規定（附則第2項の改正規定を除く。）は、平成26年度の補助事業から適用し、平成25年度の補助事業については、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の特産品生産等むらづくり支援事業費補助金交付要綱の規定（附則第2項の改正規定を除く。）は、平成29年度の補助事業から適用し、平成28年度の補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額
特産品開発及び生産技術習得事業	市内の地区、集落、加工グループ、生産者の団体	特産品開発や生産技術習得のための視察の実施、研修会への参加等に要する経費	3分の2	300千円
特産品生産事業		加工用機械・器具類の導入に要する経費		
特産品販売促進及び販路拡大事業		次に掲げる経費 (1) パンフレット、看板等のPR用品の作成、商標登録の申請等に要する経費 (2) 梱包資材デザイン料、包装容器、ラベル等の資材導入に要する経費 (3) 県内外イベントへの出店、販路拡大のための視察等に要する経費		